

生駒市農業ビジョン推進懇話会開催要綱

(趣旨)

第1条 生駒市の第6次生駒市総合計画（以下「総合計画」という。）の施策の大綱のひとつである『地域の資源と知恵を活かし、にぎわいと活力のあるまち』の中の目指す姿の実現を目指し、農業施策を円滑かつ確実に事業を進めるために策定した生駒市農業ビジョン等の推進にあたり市民等の視点からの意見又は助言を求めるため、生駒市農業ビジョン推進懇話会（以下「懇話会」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見を求める事項)

第2条 懇話会において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 農業ビジョンの策定及び推進に関すること。
- (2) 地域計画の策定及び推進に関すること。
- (3) 農業基本構想の策定及び推進に関すること。
- (4) その他農業ビジョン、地域計画及び農業基本構想の変更等に関すること。

(参加者)

第3条 市長は、次に掲げる者のうちから、懇話会への参加を求めるものとする。

- (1) 学識経験者
- (2) 農業委員会
- (3) 農業者団体
- (4) 農業生産者団体
- (5) 農業協同組合
- (6) 市民農園利用者
- (7) 遊休農地利用者
- (8) 環境団体
- (9) その他市長が必要と認める者

2 前項の場合において、市長は、原則として、同一の者に継続して懇話会への参加を求めるものとする。

(運営)

第4条 懇話会の参加者は、その互選により懇話会を進行する座長を定めるものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、懇話会に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(分科会)

第5条 市長は、必要があると認めるときは、分科会を開催することができる。

2 市長は、懇話会の参加者その他必要と認める者のうちから分科会への参加を求めるものとする。

(開催期間)

第6条 懇話会の開催期間は農業ビジョンの進捗状況の検証が終了する時までとする。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、農林課において処理する。

(施行の細目)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年7月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年12月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。